

KITAGIN NEWS RELEASE



2026年7月31日

各 位

有限会社二和木材に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス実行について
～森林資源の循環利用と地域林業の発展を支援～

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）は、地域企業の持続的な成長と、社会課題の解決を支援する金融手法の一つとして、このたび有限会社二和木材（代表取締役：小笠原 清貴）に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを下記のとおり実行しましたのでお知らせいたします。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスとは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則に基づき、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を分析し、特定されたポジティブなインパクト（プラスの影響）の創出・増大とネガティブなインパクト（マイナスの影響）の緩和・低減に向けたお取組みを支援する融資です。

さらに本融資では、分析により特定したインパクトに基づき、企業が取り組むべき施策に関する KPI を設定することにより、インパクトの向上・改善に向けた進捗を定期的にモニタリングする仕組みを構築しています。

当行は、今後も「サステナブルな未来をともにつくる、課題解決の金融事業会社」として、持続可能な地域の未来を共創して参ります。

記

1. 企業概要

企業名	有限会社二和木材（代表取締役：小笠原 清貴）
本社所在地	岩手県滝沢市
設立	1972 年 12 月
事業内容	林業・木材製造業
事業概要	当社は岩手県滝沢市および矢巾町の拠点を中心に、林業から木材加工までを一貫して手掛けています。自社で伐採した木材を建築資材として活用するとともに、端材や低質材についても木材チップとして有効利用し、資源の循環利用を推進しています。また、人工乾燥技術の開発や伐採後の再造林、森林認証制度に基づく持続的な森林管理を通じて、地域社会への貢献に取り組んでいます。

KITAGIN NEWS RELEASE

2. ファイナンス概要

契約日	2026 年 7 月 31 日	期間	4 年 8 ヶ月
資金使途	運転資金	金額	50 百万円

3. 特定したインパクトに基づく取組施策、および KPI（詳細は評価書をご参照ください。）

カテゴリ	取組施策	KPI	関連する SDGs
環境	造林および森林管理を通じた CO ₂ 吸収機能の向上	① 2030 年度までに、CO ₂ 吸収量を 290t とする。 ② 2026 年度以降、造林面積を毎年度 70ha 以上とする。 ③ ③2026 年度以降、森林管理面積を毎年度 800ha 以上とする。	 
社会	安全管理の強化を通じた労働災害の防止	④ 2026 年度以降、休業 4 日以上の労働災害発生 0 件を維持する。	
	継続的な処遇改善を通じた賃金水準の向上	⑤ 2026 年度以降、賃上げ率 3.0% 以上を維持する。	
	協力会社への教育機会提供を通じた技術力向上支援	⑥ 2026 年度以降、協力会社への技術指導講習会を半期ごとに 1 回以上実施する。	

4. 第三者評価

北日本銀行のポジティブ・インパクト・ファイナンスは、ポジティブ・インパクト金融原則に適合した融資商品として、株式会社日本格付研究所より第三者意見書を取得しております。

（詳細）

[株式会社北日本銀行のポジティブ・インパクト・ファイナンスに係るフレームワークに対する第三者意見（株式会社 日本格付研究所）](#)

KITAGIN NEWS RELEASE

きたぎんグループ SDGs 宣言

当行は、2015 年 3 月に国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを積極的に行っています。

2020 年 6 月に「きたぎんグループ SDGs 宣言」を表明し、国際連合において採択された SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念に基づき、地域社会が抱える問題や環境問題の解決に取り組んで参ります。



北日本銀行は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

※SDGs は Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、2030 年までに社会が抱える問題を解決し、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

フィナンシャルイノベーション&ソリューション部
(担当：佐々木 TEL：070-7427-0706)

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：有限会社二和木材

2026 年 7 月 31 日

株式会社北日本銀行

目 次

企業概要	3
1. 事業概要	5
1.1 木材業界サプライチェーンにおける事業領域	5
1.2 事業内容	6
2. サステナビリティ活動	10
2.1 環境面の活動	10
2.2 社会面の活動	13
2.3 社会面、社会経済面の活動	16
3. インパクトの特定・評価	18
3.1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた包括的分析	18
3.2 個別要因を加味したインパクトエリア・トピックの特定	19
3.3 インパクト評価および SDGs との関連	21
3.4 インパクトニーズの確認	27
4. KPI の設定	29
4.1 環境面	29
4.2 社会面	30
5. マネジメント体制	31
6. モニタリング	32

北日本銀行は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト金融原則に則り、有限会社二和木材（以下、二和木材）の企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価した。

北日本銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、二和木材に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施した。

今回実施する「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	50,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	2026 年 7 月 31 日～2031 年 3 月 31 日

企業概要

企業名	有限会社二和木材
本社所在地	岩手県滝沢市後 268 番地 56
事業拠点	本社事務所・滝沢工場  出所：同社ホームページ 矢巾工場：岩手県紫波郡矢巾町煙山 2-165-2  出所：同社ホームページ
従業員数	50 名（2026 年 6 月 30 日時点）



資本金	2,000 万円
業種	林業・木材製造業
事業内容	造林、素材（丸太）生産・販売、製材、チップ製造
沿革	1952 年 岩手県盛岡市にて個人創業 1973 年 現本社所在地へ製材工場を新設、針葉樹建築材を製材開始 1975 年 山林部設置、造林・素材生産・製材の一貫事業体制構築 1984 年 チップ工場併設、針葉樹切削チップ生産開始 1991 年 高性能林業機グラブソー導入 1995 年 木材乾燥機第 1 号機導入 2005 年 木屑焚きボイラー導入 2008 年 岩手県の地域牽引型林業経営体へ認定 2013 年 岩手県意欲ある担い手賞を受賞 2014 年 木材乾燥法（特許番号 5483319 号）取得 2020 年 山林部に土木作業専門班設立 移動式チップパーの導入、低質材をバイオマス燃料化可能に
企業理念	和によって価値を生み出し、 分け合うことで和を生み出す 出所：同社ホームページ
企業理念実現のために	人、自然、あらゆる事象に対して 謙虚に向き合います 常に学び、理を尽くし、 柔軟な考えをするよう心がけます 森林サイクルと産業の調和に向けて、 熱誠を持って行動します 出所：同社ホームページ
同社の考え	同社は、森林を木材生産の場として地域産業を支える重要な資源であると同時に、存在そのものが人々の生活環境の向上に寄与する基盤と捉えている。

	一方で、森林には自然本来の循環や成長のリズムが存在するのに対し、人間社会には生活や産業活動上の要請があることから、いずれか一方のみを過度に優先した場合、森林の荒廃や地域経済の停滞を招きかねないとの認識を有している。 このような考えのもと、同社は計画的な森林の育成を事業の根幹に据えつつ、その過程で実施される間伐や主伐により発生する木材を有効に活用することで、森林の健全な維持と人間の経済活動との調和を図る事業運営を行っている。
--	---

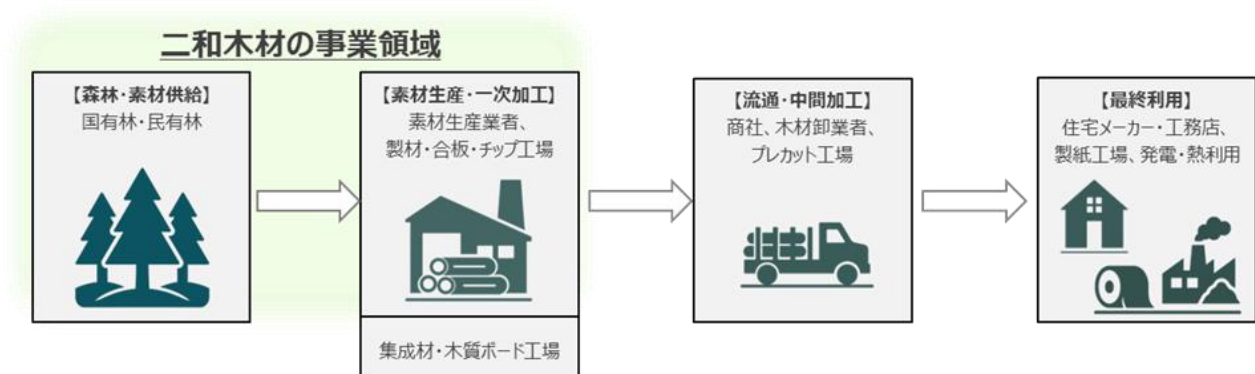
1. 事業概要

1.1 木材業界サプライチェーンにおける事業領域

以下の図は、木材が森林から最終利用に至るまでのサプライチェーンの全体像と、その中における同社の事業領域を整理したものである。

木材サプライチェーンは、大きく「森林・素材供給」「素材生産・一次加工」「流通・中間加工」「最終利用」の各段階で構成されている。このうち、同社は「森林・素材供給」から「素材生産・一次加工」までの上流工程を担っている点に特徴がある。

〈木材業界サプライチェーン〉



出所：同社へのヒアリングを基に北日本銀行作成

森林・素材供給の段階において、同社は単に森林資源を受け取る立場にとどまらず、造林事業を通じて森林の再生・育成に関与している。具体的には、主伐後の再生林や、過去に十分利用されてこなかった森林・未整備地の整備を実施し、将来にわたって持続的に利用可能な森林資源の形成に取り組んでいる。これにより、木材供給の基盤となる森林資源の維持・更新に寄与している。

その後の素材生産工程では、同社が主体となり、育成された立木の伐採や造材を行い、原木としての価値を持つ木材を生産している。あわせて一次加工の段階では、製材・合板・チップ加工を通じ、用途に応じた木材製品や中間資材を供給している。これらの工程は、同社が自社の技術や設備を活用して展開している事業領域である。

一方、同社の事業領域外ではあるものの、サプライチェーン上で重要な役割を果たす工程として、「流通・中間加工」および「最終利用」が存在する。

流通・中間加工の段階では、商社や木材卸業者、プレカット工場が原木や一次加工品を集荷・調達し、規格化や加工、供給調整を行いながら次工程へと橋渡しを行っている。

最終利用の段階では、住宅メーカーや工務店による建築用途のほか、製紙工場や発電・熱利用といった用途に木材が活用され、社会的な価値創出につながっている。

このように、同社は造林から素材生産、一次加工までを一体的に担うことで、森林資源の形成と木材供給の双方に関与する上流事業者として、木材サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしている。

1.2 事業内容

同社は、森林資源を持続的に活用することを事業運営の基本方針とし、木を「育て、使い、再び育てる」という森林の循環を重視した事業運営を行っている。造林から素材生産、製材・チップ製造に至るまでの工程を一体的に捉え、計画的な森林整備と木材利用を通じて、自然環境との調和を図りながら、安定的な木材供給体制の維持に取り組んでいる。

森林・素材供給の段階においては、同社自らが造林事業を実施し、主伐後の再造林や未整備地の整備を行うことで、将来にわたり利用可能な森林資源の形成に関与している。これにより、素材生産の前提となる森林の維持・更新を図り、木材供給の基盤強化につなげている。

取扱う原木および製品の約 8 割は岩手県産材であり、カラマツ、アカマツ、スギ等の地域資源を中心に活用している。地産木材を積極的に使用することで、輸送距離の抑制や調達の安定化を図るとともに、地域林業の維持・発展にも寄与している。また、同社は製材工程において人工乾燥材の生産にも取り組んでおり、木材の変色や臭気を抑えた、品質の安定した製品供給を可能としている。これにより、木材本来の特性を活かしつつ、建築用途等で利用しやすい製品の提供を行っている。

このように、同社は造林から素材生産、製材、チップ製造に至るまでの工程を一貫して手掛け、森林資源の循環利用と付加価値の創出を図った事業を展開している。



出所：同社提供資料

＜造林事業＞

造林とは、伐採後の森林を再び緑豊かな森として再生するための取り組みであり、森林資源の持続的な利用や、将来世代に向けた森林機能の維持に不可欠な事業である。

同社の造林事業においては、主伐後の再造林が全体の約 6 割を占める一方、過去に利用されず放置されてきた森林や未整備地等を対象とする整備が約 4 割を占めており、既存林の更新とともに、十分に活用されてこなかった森林の再生にも取り組んでいる。

地拵（じごしらえ） 地拵は、伐採後の跡地に残る木の根や枝条等を整理・集積し、苗木を植え付けやすい環境を整える工程である。植栽作業の効率化だけでなく、苗木が健全に活着・生育するための基盤づくりとして重要な作業である。	
苗木の植え付け 地拵後、苗畑で育成された苗木を一本一本丁寧に植え付ける。苗木が確実に根を張り、将来にわたって安定的に成長できるよう、植栽位置や深さに配慮した作業を行う。苗木の種類や施業条件にもよるが、1 ヘクタールあたりおおむね 2,000 本から 2,400 本程度の苗木を植え付けている。	
下刈・除伐 植栽後は、苗木よりも成長の早い雑草や雑木が周囲に繁茂し、苗木の生育を阻害するおそれがある。このため、苗木に十分な日照が確保されるよう、下刈や除伐を実施する。 これらの作業は、植栽後おおむね 2 年から 10 年程度にわたり、原則として毎年継続して行われるものであり、健全な森林へと育成するために不可欠な工程である。	
枝打ち 成長した立木については、下枝を切り落とす枝打ち作業を行う。これにより、幹内部に節が残りにくくなり、将来的に節の少ない品質の高い木材の生産につながる。木材の付加価値向上を見据えた施業として位置づけられている。	

出所：同社ホームページ

＜素材生産事業＞

同社の素材生産事業は、育成された立木を伐採し、丸太として加工（造材）したうえで、工場や顧客先へと運搬するまでの一連の工程を担う事業である。

単なる伐採にとどまらず、森林の健全性と将来の森林資源を見据えた施業を行っている点に特徴がある。

間伐 苗木の成長に伴い森林が過密になると、日照不足等により残存木の健全な生育が妨げられる。このため、同社では森林の状態に応じて間伐を行い、木と木の間隔を適切に保つことで、残された立木の成長を促進している。 間引いた木については林内に放置せず、回収のうえ素材として有効活用しており、森林環境の維持と資源の有効利用の両立を図っている。	
主伐 主伐は、苗木から長年にわたり手入れを行い育ててきた立木を伐採する工程であり、農業で言えば「収穫」に相当する作業である。 同社では主伐後に再び苗木を植え付ける再生林を前提とした施業を行っており、森林資源を一代で終わらせることなく、次世代へとつなげていく循環型の森林経営を実践している。	

出所：同社ホームページ

<製材事業>

同社の製材事業は、素材生産事業で生産された丸太を原料として、建築用途から土木用途まで幅広い木材製品を加工・供給する事業である。柱や梁といった構造材をはじめ、集成材用ラミナ、羽目板、フローリング、土木用資材（サング、矢板、杭等）など、多様な製品を受注生産により製造しており、用途や仕様に応じた柔軟な対応力を有している。こうした対応力の背景には、2010年に導入したチップキャンターを活用した効率的な製材体制があり、4材面同時の製材や最大4枚の副産物製材、周辺部材のチップ化を一工程で行うことで、高い生産性を確保している。

取り扱う原料の約80%は岩手県産のカラマツ、アカマツ、スギ等の地域材であり、地域森林資源の有効活用に寄与している。また、同設備は導入当時世界でも最新鋭の水準にあり、歩留まり向上と資源の有効利用を両立する設備として位置づけられる。加えて、変色や特有のにおいが少なく、品質の安定した人工乾燥材の生産にも積極的に取り組んでおり、建築用途に適した高品質な製材品の供給を行っている。

丸太搬入 山林で大まかに樹種や長さごとに選別された丸太は、トラックにより工場へ搬入される。その後、工場内の丸太置き場において、使用用途や製品仕様に応じたより細かな選別が行われ、後工程の効率化と品質確保につながっている。	
丸太の皮むき 丸太と樹皮の間には、搬出過程において石や砂などの異物が入り込む場合がある。このため、製材工程に入る前に皮むきを行い、帯ノコや丸ノコといった製材設備を保護するとともに、安定した加工品質を確保している。	

製材 製材工程では、丸太一本ごとの形状や癖を見極めながら、無駄を極力抑えた歩留まりの高い製材を行っている。用途に応じて構造材、下地材、造作用材などに加工され、材の特性を活かした製品づくりが行われている。	
製材品の人工乾燥 製材後の木材は人工乾燥工程により含水率を適切に調整する。これにより、使用後の反りやねじれが生じにくくなるとともに、長期保存が可能となり、製品の品質と信頼性の向上につながっている。 また、製材工程で発生する木の皮や端材は廃棄せず、木屑焚きボイラーの燃料として再利用されている。これらは人工乾燥工程の熱源として活用されており、製材事業全体としてエネルギーの有効利用と廃棄物抑制に配慮した運営がなされている。	
プレーナー仕上げ（カンナ加工） 乾燥後の製材品はプレーナー仕上げを施し、表面を機械加工によって平滑に整える。乾燥時に生じたわずかな歪みを補正するとともに、光沢のある外観に仕上げることで、意匠性と製品価値を高めている。	

出所：同社ホームページ、提供資料

＜チップ製造事業＞

同社のチップ製造事業は、製材工程では利用が難しい細径材や曲がり材等の丸太を切削加工し、製紙原料や燃料用途として有効活用する事業である。これにより、木材資源の無駄を抑制し、森林資源の循環利用に寄与している。

チップ製造には、用途に応じて移動式チップパーおよび固定式チップパーを使い分けている。移動式チップパーは低品質材を含む原料を無駄なく処理することが可能であり、固定式チップパーは製紙用途向けの高品質チップ製造に用いられている。原料特性や用途に応じた柔軟な生産体制が確保されている。また、同社は高周波加熱装置を含む人工乾燥設備を有しており、製材品およびチップ製品の品質安定化を図っている。乾燥工程の燃料には自社で発生するバーク等を活用しており、コスト抑制にも配慮した運用がなされている。

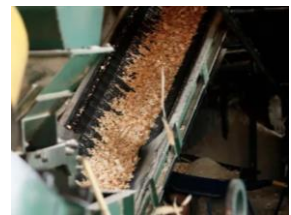
同社は、自社で素材生産を行っている点を強みとしており、チップ製造に用いる原料の調達から製造までを一貫して管理している。これにより、原料供給の安定性と製品品質を維持し、製材・素材生産事業と補完関係にあるチップ製造事業を展開している。

燃料用チップ（バイオマス燃料） 燃料用チップ（バイオマス燃料）は、製材用途には適さない低質な丸太を皮付きのまま粉碎し、再生可能なエネルギー源として熱利用されている。	
---	---

製紙用チップ

製紙用チップは、製紙工程において不良品が発生しないよう、原料となる丸太の皮をあらかじめ剥いだうえで切削加工して製造している。

製造されたチップは製紙工場において蒸解工程で煮込まれ、木材繊維を取り出した後、製造する紙の種類や用途に応じて配合を調整しながら加工されていく。



出所：同社ホームページ

2. サステナビリティ活動

2.1 環境面の活動

＜造林事業を通じた森林の創出・再生＞

同社は、森林資源を持続的に活用することを事業運営の基本方針とし、木を「育て、使い、再び育てる」という森林の循環を重視した事業活動を行っている。その中核をなす造林事業は、木材生産の前提となる森林資源そのものを創出・再生する取り組みとして位置づけられている。

同社の造林事業の対象地は、主伐後の再造林が全体の約 6 割を占める一方、過去に利用されず放置されてきた森林や未整備地等を対象とする整備が約 4 割を占めている。この後者の取り組みは、既存森林の更新にとどまらず、十分に活用されてこなかった土地や劣化した森林を再び森林として再生するものであり、事業を通じて新たな森林の創出を図っている点に特徴がある。

このような造林事業は、森林面積の維持・拡大を通じて、CO₂の吸収源としての機能を高めることが期待されるとともに、植生の回復や森林構造の形成を通じて、多様な生物が生息可能な環境の創出にもつながる取り組みである。また、地表が植生に覆われることで、降雨時の表土流出が抑制されるなど、土地の保全や環境条件の改善にも資するものと位置づけられる。

また、これらの造林・森林管理の取り組みについては、J-クレジット制度に基づくプロジェクトとして登録されており、森林管理による二酸化炭素吸収量が定量的に評価される仕組みとなっている。

＜造林事業・地拵前後の様子＞



出所：同社ホームページ

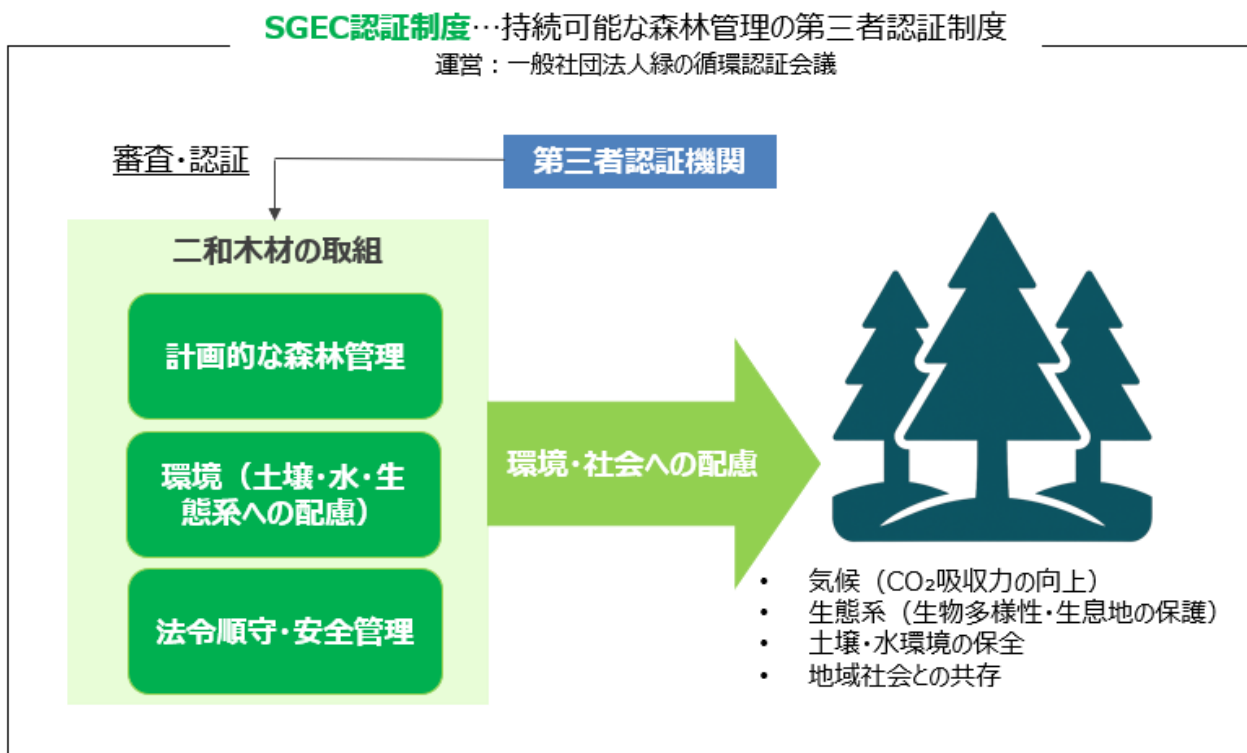
<適正な森林管理・生態系への配慮>

同社は、伐採および製材工程において、SGEC※に基づく森林管理計画を遵守し、森林資源の適正な管理に取り組んでいる。伐採に際しては、計画に基づいた施業を行うとともに、重機の廃油や廃液等についても、関連法令および定められた管理手順に従い適正な管理を実施している。

また、生物種や生息地への影響抑制の観点から、前述の通り SGEC 認証を取得しているほか、一部の山林では伐採区域と非伐採区域を設定し、森林内における環境条件の維持にも配慮した施業を行っている。これらの取り組みにより、森林の構造や植生が一時的に大きく損なわれることを避けつつ、計画的な森林管理を行っている。

※SGECとは

森林が環境や地域社会に配慮しながら持続可能に管理されていることを、第三者が審査・認証する制度である。



出所：SGEC/PEFC ジャパンホームページ、同社へのヒアリングを基に当行作成

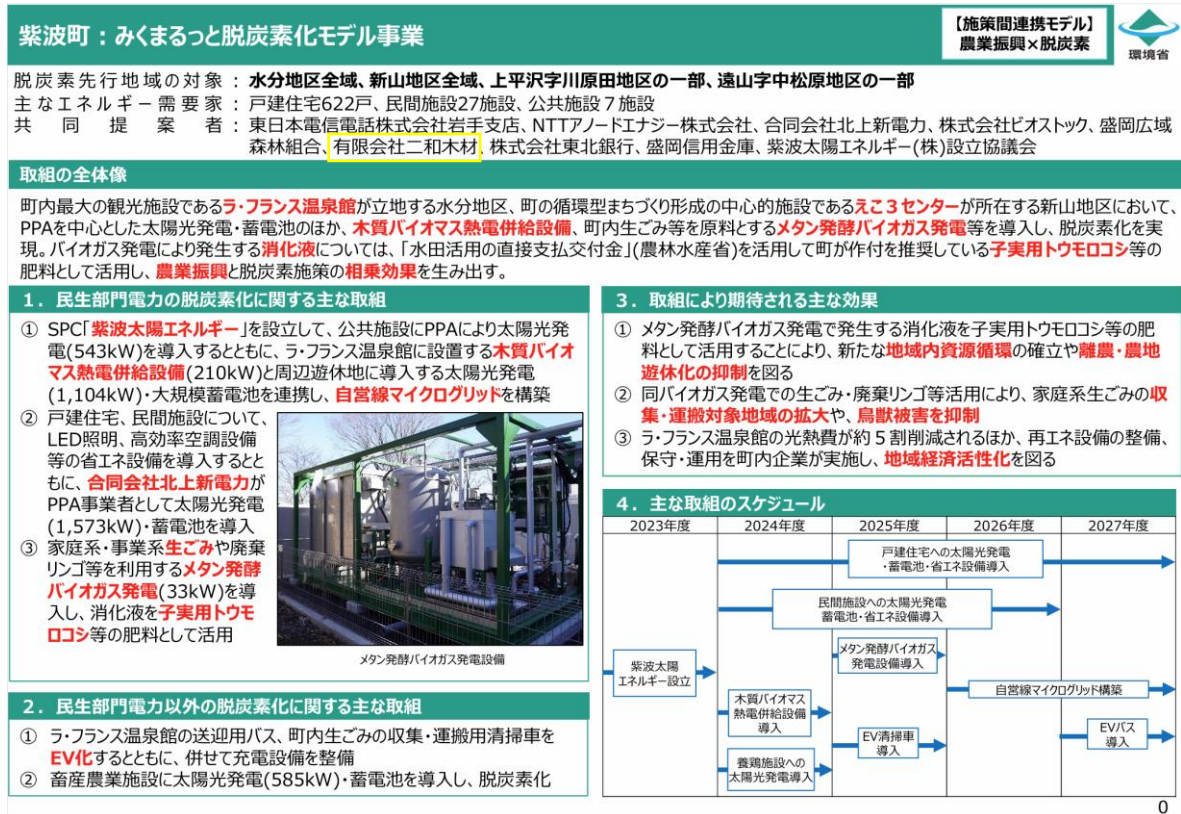
<木材資源の有効活用と廃棄物抑制>

同社では、製材工程における歩留まりの改善に継続的に取り組み、限られた木材資源を可能な限り有効に利用する体制を構築している。製材に適さない低質な丸太や、製材工程で発生する端材については、チップ原料として活用している。

これらのチップは、製紙原料やバイオマス発電用燃料として出荷されており、木材資源を用途に応じて使い分けることで、廃棄物の発生を抑制している。また、製材工程で発生する樹皮（バーク）についても、自社のバイオマス燃料として利用するほか、畜産関係の敷料（家畜舎の床材として使用される資材）として販売するなど、副産物を含めた資源の循環利用が図られている。

これらの取り組みは、廃棄物の発生抑制および資源の有効活用に加え、バイオマス燃料としての利用を通じてエネルギー利用の観点からも一定の価値を有するものと整理される。さらに同社は、紫波町が提案する脱炭素選考地域の取り組みにおいて、木材供給事業者として参画しており、木材資源の安定供給を通じて地域の脱炭素化に向けた取り組みに貢献している。

〈紫波町の脱炭素化モデル事業〉



出所：紫波町ホームページ

〈設備運用および輸送における環境負荷低減〉

伐採・搬出工程においては、排出ガス規制に適合した高性能林業機械を活用するとともに、アイドリングストップや効率的な作業計画による稼働時間の短縮を徹底することで、燃料使用量および排気ガスの抑制に取り組んでいる。

〈バイオマスボイラー〉

また、本社滝沢工場および矢巾工場では、製材工程で発生する樹皮(バーク)を燃料としたバイオマスボイラーを活用し、人工乾燥工程における化石燃料使用量の抑制を図っている。

さらに、輸送工程においては、重く嵩張る丸太の段階での長距離輸送を極力避ける運用を行っている。まず自社工場で必要なサイズ



出所：同社提供資料

への加工や人工乾燥を施し、重量および体積を抑えた状態としたうえで長距離輸送を行うことで、輸送時の燃料使用が過度に増大しないよう配慮している。

加えて、事業所の運営面では、照明設備の約 9 割を LED 化しており、電力使用量の抑制を通じたエネルギー効率の向上にも取り組んでいる。これらの施策により、日常的な事業活動における環境負荷が過度に拡大しないよう管理している。

2.2 社会面の活動

〈安全・健康を最優先とした職場環境づくり〉

同社は、林業および製材業という作業リスクの高い業種特性を踏まえ、従業員の安全確保と健康維持を最優先とした職場環境づくりに取り組んでいる。新入社員研修や安全衛生大会を通じて、安全作業の徹底や労働災害事例に基づくリスクアセスメント等の周知を行い、日常的な安全意識の醸成を図っている。

現場においては、資格講習や実地研修（OJT）を組み合わせた教育を実施するとともに、月次の全体報告会議において KY 活動の共有やリスクアセスメントを行うことで、継続的なリスク低減につなげている。また、製材部門では専門機関による安全診断を活用するなど、外部の知見も取り入れながら安全管理の高度化が図られている。これらの取組みの結果、休業 4 日以上労働災害については、直近 3 年間にわたり 0 件を維持している。

健康面では、定期健康診断の受診率は 90% 以上の水準で推移しており、基本的な健康管理体制は適切に整備されている。再検査については個別対応を基本としつつ、協会けんぽの健康指導等を活用した受診促進が図られている。また、WBGT 値（暑さ指数）の測定や注意喚起、安全用品の常備および救助手順の周知等により、熱中症等の健康リスク低減に取り組んでいる。

労働環境の面では、安全パトロールによる現場確認や外部専門機関の支援を活用した業務改善を通じて、残業時間の抑制と業務効率の向上が図られている。直近 3 年間の平均残業時間は月 10 時間前後で推移しており、過度な長時間労働が発生しないよう管理されている。また、有給休暇については時間単位での取得制度を導入するなど、実態に即した形で取得しやすい環境整備が進められている。

このように同社は、安全管理および健康管理を中心とした継続的な取り組みを通じて、従業員が安心して働くことができる職場環境の整備に取り組んでいる。

〈安全パトロールの様子〉



〈転倒災害防止 表彰状〉



出所：同社提供

＜人材育成と持続的な雇用の確保＞

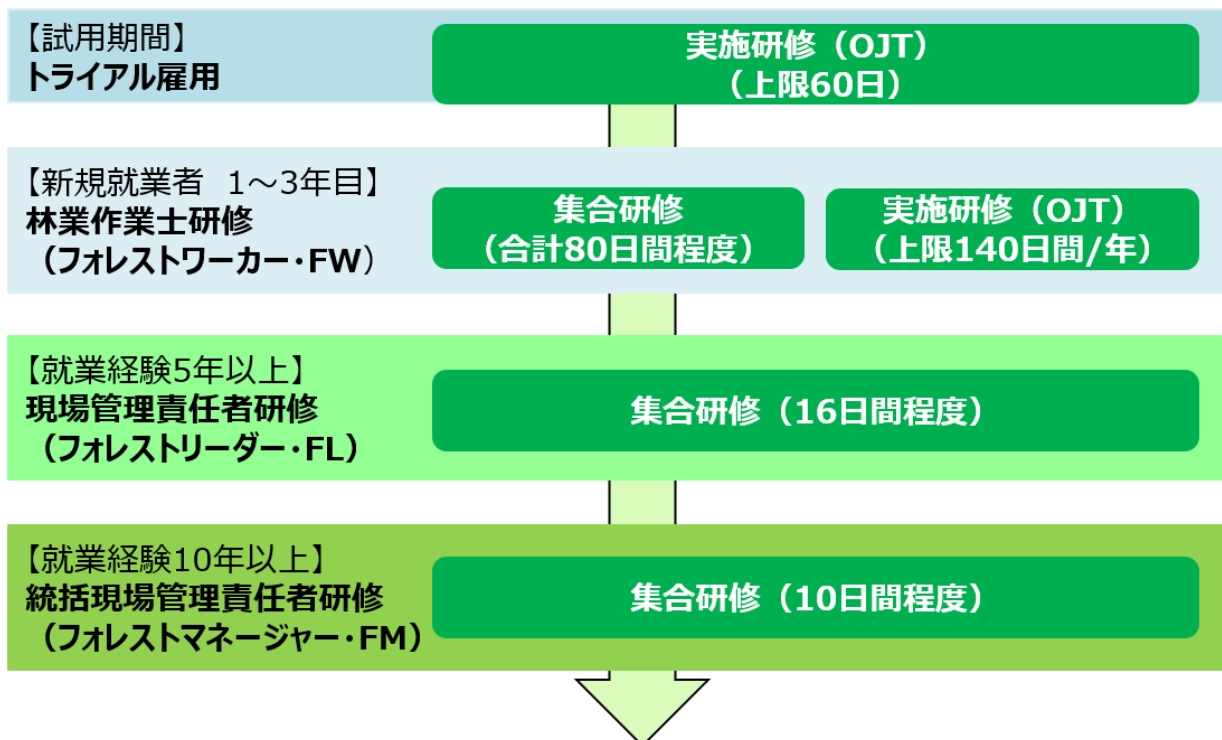
同社は、林業および製材業を支える人材基盤の確保に向けて、継続的な人材育成および雇用の維持・拡大に取り組んでいる。新入社員に対しては、社会人としての基本的なマナーや業務遂行に必要な基礎知識の習得を目的とした研修を実施し、未経験者を含めた人材の受入体制を整備している。

現場人材の育成においては、「緑の雇用」制度※や FW・FL・FM といった段階的な育成体系を活用し、林業就業に必要な知識・技術・技能の習得を支援している。特に、他業種からの転職者や新卒入社者については、資格未取得のケースが多いことを踏まえ、講習の手配や受講費用の会社負担、遠方受講時の交通・宿泊手配などを行い、円滑な技能習得を促進している。また、資格取得後には毎月の給与へ上乗せする形で技能手当を支給するなど、技能向上を処遇面からも後押しする仕組みが整備されている。2026 年 4 月実績としては、従業員 42 名に対し平均月額 28,869 円の技能手当を支給した。

※緑の雇用制度とは

林業への新規就業者の確保・定着を目的として実施されている人材育成制度であり、認定を受けた林業経営体において、集合研修および OJT（現場研修）を組み合わせた体系的な育成が行われる仕組みである。フォレストワーカー（FW）、フォレストリーダー（FL）、フォレストマネージャー（FM）等の研修を通じて、現場技能者から管理者まで段階的な人材育成を支援している。

＜緑の雇用制度における育成体系＞



出所：林野庁ホームページより北日本銀行作成

主な保有資格			
グリーンマイスター	3 名	フォレストマネージャー（FM）	1 名
フォレストリーダー（FL）	7 名	フォレストワーカー（FW）	10 名
森林プランナー	1 名	林業技士	1 名

採用面では、新卒・中途を問わず継続的な採用を行っており、直近 3 年間においても一定数の人材を確保している。採用の中心は技術職であり、現場を支える技能人材の確保を重視した採用方針が取られている。また、継続的な賃上げを実施することで、従業員の処遇改善と定着の促進が図られている。

福利厚生面では、法定の制度および育児休業、介護休業制度を整備しており、取得実績は限定的ながらも、必要に応じて利用可能な環境を維持している。これらの取り組みにより、同社は人材の確保から育成、定着までを一体的に進めることで、事業の持続性を支える人材基盤の構築に取り組んでいる。

<多様性・公正性に配慮した労働環境の整備>

同社は、性別や年齢、身体的条件等にかかわらず、多様な人材が継続して就業できる環境の整備に取り組んでいる。女性従業員は 9 名在籍しており、そのうち事務職が中心ではあるものの、技術職にも配置されており、職種の幅を広げる取り組みが進められている。

また、高齢者雇用に関しては、定年を 60 歳とし、その後は希望者全員について 65 歳まで雇用を継続する制度が整備されている。さらに、業務遂行が可能であることを前提に、労使間の確認を経たうえで 70 歳までの再雇用が可能とされており、経験豊富な人材が長期的に就業できる体制が構築されている。直近では 13 名の高齢者が雇用されており、制度が実態としても活用されている。

障がい者雇用についても、法令に基づく雇用が行われており、現時点で 1 名の雇用実績がある。こうした取り組みにより、同社は多様な人材の就業機会確保に配慮した雇用体制を維持している。

このように同社は、多様性への配慮と公正な雇用機会の確保を通じて、年齢や属性に左右されない持続的な就業環境の整備に取り組んでいる。

<自然災害対策および水環境への配慮>

同社は、造林および伐採の実施にあたり、斜面安定性や豪雨時のリスクを踏まえた施業を行っている。作業道の設置に際しては、勾配を可能な限り 0 度～10 度（最大でも 14 度以内）に抑えるとともに、適宜横断排水を設けるなど、降雨時の土砂流出や斜面崩壊のリスクが過度に生じないように管理している。

また、水資源への影響低減の観点から、河川や沢沿いにおいては一定幅（約 5m）の緩衝帯を設定し、伐採を制限する取り組みを実施している。これにより、土砂流出の抑制や水源涵養機能および水流等水環境への影響低減が図られている。

このように同社は、施業計画および現場管理の工夫を通じて、自然災害リスクや水環境への影響が適切に抑制されるよう配慮した事業運営を行っている。

〈勾配緩和の様子〉



〈河川緩衝帯の様子〉



出所：同社提供

＜住環境の向上に資する材料供給＞

建築用材に関しては、農林水産大臣が定めた品質・性能基準を満たした JAS 認証製材品を供給している。JAS 認証は、強度や寸法精度、含水率等について一定の基準を満たすことが求められており、用途に応じた材料性能が確保されている点に特徴がある。

取扱う原料の約 80%は岩手県産のカマツ、アカマツ、スギ等の地域材であり、地域資源を活用した製品供給を行っている。加えて、人工乾燥材の生産にも取り組んでおり、変色や特有のにおいが少なく、品質の安定した製材品の供給が可能となっている。これにより、住宅の構造材や内装材等に使用される木材について、品質のばらつきを抑えた安定的な供給が可能となっており、施工品質の確保や建物の耐久性の向上に寄与している。また、一定の性能が担保された材料を使用することで、施工現場における不具合リスクの低減にもつながっている。

このように同社は、地域材の活用と品質管理を通じて、住宅用途における安定した材料供給を支える役割を担っている。

2.3 社会面、社会経済面の活動

＜中小零細企業との持続的な関係強化＞

同社は、材料仕入先および協力会社との関係において、継続取引を基本とした安定的な取引関係の構築に努めている。主な取引先との関係は長期継続が中心となっており、年間を通じて一定程度の取引量が確保されていることから、相手先にとっても安定的な受注環境が維持されている。

取引条件については、相手先からの要望に応じて柔軟に対応するほか、市場価格に大きな変動が生じた場合には、同社から仕入価格や作業費の見直しを申し入れるなど、取引先の経営状況や負担に配慮した運用が行われている。

また、協力会社との関係においては、日常的な打ち合わせに加え、毎年実施している安全講習会において、安全管理やリスクアセスメントに関する指導および情報共有を行っている。加えて、伐採や造材等の現場

作業に関する技術指導やノウハウ共有を通じて、協力会社の技能向上にも取り組んでいる。これにより、作業水準の向上と安全意識の統一が図られている。

このように同社は、継続的な取引、適切な取引条件の運用、ならびに安全・技術面での連携を通じて、仕入先および協力会社との安定的な関係構築を図るとともに、地域の中小企業の事業継続および競争力向上を支える取引基盤の形成に寄与している。

3. インパクトの特定・評価

3.1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた包括的分析

「UNEP FI コーポレートインパクト分析ツール」を用いて、同社の主業種である「造林およびその他の林業活動」「ロギング」「木材の製材とかな加工」について、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、抽出されたインパクトは以下の通りである。

インパクトカテゴリ	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争		●
		現代奴隷		●
		児童労働		●
		データプライバシー		
		自然災害		●
	健康および安全性	-		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		●
		食料		
		エネルギー		
		住居	●	●
		健康と衛生		
		教育		
		移動手段		
		情報		
		コネクティビティ		
		文化と伝統		
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	●
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		●
		民族・人種平等		●
		年齢差別		
		その他の社会的弱者		●
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
	インフラ	零細・中小企業の繁栄	●	
	経済収束	-		
環境	気候の安定性	-	●	●
	生物多様性と生態系	水域		
		大気		
		土壌	●	
		生物種	●	●
		生息地	●	●
	サーキュラリティ	資源強度		●
		廃棄物		●

3.2 個別要因を加味したインパクトエリア・トピックの特定

同社のサステナビリティ活動および個別要因を加味して、以下の通りインパクトエリア・トピックの追加・削除を実施した。

インパクト カテゴリ	インパクト エリア	インパクト トピック	ポジティブ	ネガティブ	追加/削除理由
社会	人格と人の安全保障	紛争		削除	同社の事業は国内を事業領域としており、先住民族に関する権利侵害や紛争が生じるリスクのある地域での事業活動を行っていないため
		現代奴隷		削除	従業員との間で正当な労働契約を結び、法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っているため
		児童労働		削除	法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、児童を労働に従事させることはないため
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー	追加		バイオマス燃料としてのチップ製造供給により、再生可能エネルギーの拡大に貢献しているため
		住居		削除	伐採地域の住居を脅かすことはないため
		教育	追加		業務上必要な資格取得の受験費用をすべて当社負担とし、従業員のスキル向上・能力開発に貢献しているため
	平等と正義	民族・人種平等		削除	現時点では外国籍人材の雇用実績はないものの、採用や労働環境において国籍や人種等による差別はなく、平等な就業機会の確保に努めているため
		年齢差別		追加	更新契約にて定年退職後の人材を雇用し、高齢者の就労機会の確保に貢献しているため
環境	生物多様性と生態系	大気		追加	輸送工程において、木材を軽量化した状態で運搬することで燃料使用量の抑制につながり、排出される大気汚染物質の低減に資すると考えられるため
		土壌		追加	SGECに基づく森林管理計画の遵守に加え、伐採後の再造林や適切な施業管理を実施することで、土壌流出や地表面への影響の抑制が図られているため

以上を踏まえ、最終的に特定した同社のインパクトは以下の通りである。

インパクトカテゴリ	インパクトエリア	インパクトトピック	抽出したインパクト		特定したインパクト	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争		●		
		現代奴隷		●		
		児童労働		●		
		データプライバシー				
		自然災害		●		●
	健康および安全性	-		●		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		●		●
		食料				
		エネルギー			●	
		住居	●	●	●	
		健康と衛生				
		教育			●	
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
		ファイナンス				
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●	●	●	●
		社会的保護		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等		●		●
		民族・人種平等		●		●
		年齢差別				●
		その他の社会的弱者		●		●
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
	インフラ	零細・中小企業の繁栄	●		●	
	経済収束	-				
環境	気候の安定性	-	●	●	●	●
	生物多様性と生態系	水域				●
		大気				●
		土壌	●		●	●
		生物種	●	●	●	●
		生息地	●	●	●	●
	サーキュラリティ	資源強度		●		●
		廃棄物		●		●

3.3 インパクト評価および SDGs との関連

<環境面の活動>

活動内容	造林事業を通じた森林の創出・再生
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	気候の安定性、土壌、生物種、生息地
	同社が造林事業を通じて森林の創出・再生に取り組んでいる点を確認した。主伐後の再造林に加え、未整備地の整備を通じて森林面積の維持・拡大を図っており、二酸化炭素吸収機能の向上が見込まれる。 加えて、植生回復や森林構造の形成を通じて土壌保全や生物の生息環境の創出にもつながっている。また、これらの取り組みは J-クレジット制度により吸収量が定量的に評価される仕組みとなっている。 以上より、同社の造林事業は「気候の安定性」に資するポジティブインパクトを有するとともに、「土壌」「生物種」「生息地」に対してもポジティブな影響を与えるものと評価した
	気候の安定性、土壌、生物種、生息地
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	一方で、主伐後の再造林を含む森林更新においては、施業方法によっては土壌や生物の生息環境へ一定の影響が生じる可能性があるほか、炭素吸収量についても不確実性が伴う。 しかしながら、同社は計画的な森林更新を実施しており、森林面積の維持・拡大を通じて中長期的な森林機能の回復・向上が図られている。 以上より、同社の事業活動に内在する「気候の安定性」「土壌」「生物種」「生息地」に関するネガティブインパクトは、適切な管理により抑制・緩和されているものと評価した。
	気候の安定性、土壌、生物種、生息地
	気候の安定性、土壌、生物種、生息地
関連する SDGs	 

活動内容	適正な森林管理・生態系への配慮
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	土壌、生物種、生息地
	同社が伐採および製材工程において森林管理を実施している点を確認した。これらの活動は施業方法によっては土壌環境の変化や生物の生息環境に影響が生じる可能性があり、「土壌」「生物種」「生息地」に関するネガティブインパクトが内在している。
	土壌、生物種、生息地

	一方で、SGEC に基づく森林管理計画の遵守や伐採区域の管理、非伐採区域の設定、廃油・廃液の適切な管理により、環境への影響が過度に拡大しないよう配慮されている。 以上より、当該ネガティブインパクトは適切に抑制・緩和されているものと評価した。
関連する SDGs	

活動内容	木材資源の有効活用と廃棄物抑制
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	エネルギー 同社が製材工程で発生する低質材や端材をチップとして活用し、バイオマス燃料等として供給している点を確認した。また、樹皮についても自社燃料として利用している。これにより、木質資源を活用したエネルギー利用が図られているほか、地域の脱炭素施策への参画も認められた。 以上より、同社の取り組みはバイオマス資源の活用を通じて、「エネルギー」に関するポジティブインパクトの創出に寄与するものと評価した。
	資源強度、廃棄物 同社が製材工程を中心に木材加工を行っている点を確認した。これらの活動においては、資源の使用や副産物の発生を伴うことから、「資源強度」および「廃棄物」に関するネガティブインパクトが内在している。 一方で、同社は歩留まりの改善や低質材・端材のチップ化、樹皮の燃料利用等により、副産物の有効活用を進めている点が確認された。 以上より、当該ネガティブインパクトは資源の効率的利用および廃棄物発生抑制を通じて、適切に緩和されているものと評価した。
関連する SDGs	 

活動内容	設備運用および輸送における環境負荷低減
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	気候の安定性、大気 同社の設備運用および輸送における活動においては、燃料および電力の使用に伴い、「気候の安定性」「大気」に関するネガティブインパクトが内在している。 一方で、伐採・搬出工程においては、排出ガス規制に適合した高性能林業機械を活用するとともに、アイドリングストップや効率的な作業計画による稼働時間の短縮を徹底することで、燃料使用量および排気ガスの抑制に取り組んでいる。また、本社滝沢工場および矢巾工場では、製材工程で発生する樹皮（バーク）を燃料としたバイオマスボイラーを活用し、人工乾燥工程における化石燃料使用量の抑制を図っている。加えて、丸太の段階での長距離輸送を抑制し、加工・乾燥による軽量化後に輸送することで燃料効率の向上を図るとともに、照明設備の LED 化により電力使用量の抑制に取り組んでいる点が確認された。 以上より、同社はエネルギー使用の効率化や排気ガスの抑制を通じて、温室効果ガス排出および大気への環境負荷が過度に増大しないよう管理しており、当該ネガティブインパクトは適切に抑制・緩和されているものと評価した。
	関連する SDGs 13 気候変動に具体的な対策を 

<社会面の活動>

活動内容	安全・健康を最優先とした職場環境づくり
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	健康および安全性 林業および製材業の業務は危険作業を伴うことから、労働災害や健康リスクの発生等、「健康および安全性」に関するネガティブインパクトが内在している。 一方で、安全教育や KY 活動、定期的な安全点検に加え、健康診断の実施や熱中症対策等の取り組みにより、従業員の安全確保および健康管理が図られている点が認められた。 以上より、同社の事業活動に伴う当該ネガティブインパクトは、適切な管理により抑制・緩和されているものと評価した。

関連する SDGs	3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も
-----------	---

活動内容	人材育成と持続的な雇用の確保
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	教育、雇用、賃金
	同社が人材育成および雇用の確保に継続的に取り組んでいる点を確認した。新入社員研修や「緑の雇用」制度、FW・FL・FMといった育成体系を活用し、未経験者を含めた人材の受入れおよび技能習得を支援している。 また、技能手当の支給等により、技能向上を処遇面からも後押しする仕組みが整備されている点に加え、継続的な採用および賃上げの実施により、人材の確保と定着が図られている点も認められた。 以上より、同社の取り組みは教育機会の提供および良質な雇用の創出に資するとともに、「教育」「雇用」「賃金」に関するポジティブインパクトの創出に寄与するものと評価した。
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	賃金、社会的保護
	一方で、労働環境や処遇の水準によっては従業員の生活基盤や就業環境に影響を及ぼす可能性があり、「賃金」および「社会的保護」に関するネガティブインパクトが内在している。 特に、賃金水準については潜在的に低賃金環境となるリスクが想定されるものの、同社では継続的な賃上げを実施していること、資格取得に係る会社での費用負担が確認された。また、法定の福利厚生制度を整備しているほか、育児休業および介護休業制度を整備し、必要に応じて利用可能な環境を維持している点も認められた。 以上より、当該ネガティブインパクトは処遇改善および制度整備により適切に管理されているものと評価した。
関連する SDGs	4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も

活動内容	多様性・公正性に配慮した労働環境の整備
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	雇用
	同社が性別や年齢、身体的条件等にかかわらず、多様な人材の雇用機会の確保に取り組んでいる点を確認した。女性の技術職への

	配置や、高齢者の継続雇用制度の運用、障がい者雇用の実施により、属性に左右されない就業機会の提供が図られている点が認められた。 以上より、同社の取り組みは多様な人材に対する雇用機会の創出を通じて、「雇用」に関するポジティブインパクトに寄与するものと評価した。
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	ジェンダー平等、年齢差別、その他の社会的弱者 同社の雇用活動においては、性別、年齢、身体的条件等の属性によって就業機会に差が生じる可能性があり、「ジェンダー平等」「年齢差別」「その他の社会的弱者」に関するネガティブインパクトが内在している。 しかしながら、同社は女性の職域拡大に加え、高齢者の継続雇用制度の運用や障がい者雇用の実施により、多様な属性を有する人材の就業機会の確保に取り組んでいる点が確認された。 以上より、当該ネガティブインパクトは雇用機会の提供を通じて適切に緩和されているものと評価した
関連する SDGs	5 ジェンダー平等を 実現しよう  8 働きがいも 経済成長も  10 人や国の不平等 をなくそう 

活動内容	自然災害対策および水環境への配慮
ネガティブインパクト (NI) の緩和・低減	自然災害、水 同社の造林および伐採活動においては、斜面の安定性や降雨時の土砂流出、水源涵養機能や水流への影響が生じる可能性があり、「自然災害」および「水」に関するネガティブインパクトが内在している。 一方で、作業道の勾配管理や排水設備の設置、河川周辺における緩衝帯の設定等により、土砂流出や水環境への影響が過度に生じないように管理されている点が確認された。 以上より、当該ネガティブインパクトは適切な施業管理により抑制・緩和されているものと評価した。
関連する SDGs	6 安全な水とトイレ を世界中に  11 住み続けられる まちづくりを 

活動内容	住環境の向上に資する材料供給
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	住居
	同社が JAS 認証製材品の供給や人工乾燥材の生産を通じて、住宅用途に適した木材の品質確保に取り組んでいる点を確認した。これにより、強度や寸法精度、含水率等が管理された材料が安定的に供給されており、住宅の施工品質や耐久性の確保に寄与している。また、地域材の活用を通じて安定した供給基盤が構築されている点も認められた。 以上より、同社の取り組みは住宅用途における材料の品質および安定供給の確保を通じて、「住居」に関するポジティブインパクトの創出に寄与するものと評価した。
関連する SDGs	

<社会面、社会経済面の活動>

活動内容	中小零細企業との持続的な関係強化
ポジティブインパクト (PI) の創出・増大	教育、零細・中小企業の繁栄
	同社が材料仕入先および協力会社との関係において、継続取引を基本とした安定的な取引関係の構築に取り組んでいる点を確認した。長期的な取引関係に加え、年間を通じた一定の取引量の確保により、取引先にとって安定した受注環境が維持されている点が認められた。 また、市場環境に応じた価格見直しに加え、協力会社向けの技術指導講習会や安全講習会を通じて、技術力向上や安全管理に関する知識・ノウハウの共有が図られている点も確認された。これらの取り組みにより、協力会社従業員に対する教育機会の提供や、取引先の業務水準の向上に資する支援が行われている。 以上より、同社のこれらの取り組みは、協力会社に対する教育機会の提供および取引先との関係強化を通じて、地域の零細・中小企業の事業継続および競争力向上に寄与するものであり、「教育」「零細・中小企業の繁栄」に関するポジティブインパクトの創出に寄与するものと評価した。

関連する SDGs	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も
-----------	-------------------	------------------

3.4 インパクトニーズの確認

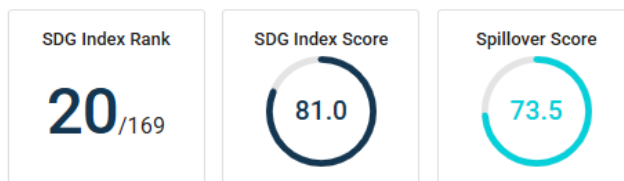
<日本におけるインパクトニーズ>

「SDGs インデックス&ダッシュボード」を参照し、日本のインパクトニーズと同社のインパクトの整合性を確認した。同社のインパクトと関連する SDGs は「3,4,5,6,8,10,11,12,13,15」であることにに対し、日本における SDGs ダッシュボードでは「3,4,6,8」においては課題が残る、「10,11,12」においては重大な課題が残る、「5,13,15」においては深刻な課題が残るとされており、日本のインパクトニーズと同社のインパクトが整合的であることを確認した。

Japan

OECD members

BACK OVERVIEW INDICATORS FACT SHEET POLICY EFFORTS



SDG Dashboards and Trends

Click on a goal to view more information.



Dashboards: ● SDG achieved ● Challenges remain ● Significant challenges remain ● Major challenges remain ● Information unavailable

Trends: ↗ On track or maintaining SDG achievement ↗ Moderately improving → Stagnating ↓ Decreasing ** Trend information unavailable

出所：SUSTAINABLE DEVELOPMENT REPORT

<岩手県におけるインパクトニーズ>

同社の主要事業エリアである岩手県が策定した「いわて県民計画（2019～2028）」を参照し、岩手県が求めるインパクトニーズと同社のインパクトとの整合性を確認した。同計画は、県民が互いに支え合いながら幸福を追求できる地域社会の実現を目的としており、その基本目標である「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」は、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」と方向性を同じくするものである。

計画の推進に際しては、健康、教育、環境、安全、産業・雇用、参画など 10 の政策分野を SDGs17 ゴールと体系的に関連づけ、各分野に客観的指標（いわて幸福関連指標）を設定して進捗管理を行う仕組みが導入されている。これは、SDGs の考え方を県政運営に組み込み、政策の PDCA サイクルに活用する取り組みとして特徴的である。

これらを踏まえて検証した結果、同社の取り組みおよび創出するインパクトは、岩手県が推進する政策分野や達成を目指す SDGs と高い整合性を有していることを確認した。すなわち、同社の事業は岩手県のインパクトニーズに適合し、地域の持続可能性向上に寄与するポジティブなインパクトを発揮し得るものと評価できる。

Sustainable Development Goals	10の政策分野									
	健康・余暇	家族・子育て	教育	居住環境・コミュニティ	安全	仕事・収入	歴史・文化	自然環境	社会基盤	参画
1 平和と公正										
2 飢餓をゼロに										
3 健康と長寿を達成										
4 質の高い教育をみんなに										
5 ジェンダー平等を実現しよう										
6 安全な水とトイレを世界中に										
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに										
8 働きがいのある経済を実現										
9 産業と雇用・成長を強力に										
10 人や国をよりよくつなぐ										
11 住み続けられるまちづくりを										
12 持続可能な消費と生産										
13 気候変動に具体的な対策を										
14 海の豊かさを守ろう										
15 陸の豊かさも守ろう										
16 公正で平和な社会を築こう										
17 パートナーシップで目標を達成しよう										

出所：いわて県民計画（2019～2028）

<北日本銀行が認識する社会課題との整合性>

北日本銀行は、SDGs の達成に向けた姿勢を明確化するため、2020 年 6 月に「きたぎんグループ SDGs 宣言」を制定し、経営理念である「地域密着」「健全経営」「人間尊重」のもと、地域の持続的な発展に向けた取り組みを推進している。さらに 2022 年 6 月には、地域経済の発展、ダイバーシティの推進、環境課題への対応、ガバナンス高度化の 4 領域で構成される「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に向けた経営を強化している。

検証の結果、同社の取り組みおよび創出するインパクトは、北日本銀行が掲げる「SDGs 宣言」および「サステナビリティ方針」、並びに同行が認識する社会課題と整合的であることを確認した。



4. KPI の設定

特定したインパクトエリア・トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、同社のサステナブル経営を強化する特に重要な項目について、以下の通り KPI が設定された。

4.1 環境面

インパクトエリア・トピック	PI : 気候の安定性、土壌、生物種、生息地 NI : 気候の安定性、土壌、生物種、生息地
取組施策	造林および森林管理を通じた CO ₂ 吸収機能の向上
KPI	①2030 年度までに、CO ₂ 吸収量を 290t とする。 (2023 年度 : 275.9t、2024 年度 : 275.9t、2025 年度 : 277.7t) ②2026 年度以降、造林面積を毎年度 70ha 以上とする。

	(2023 年度 : 58.26ha、2024 年度 : 82.47ha、2025 年度 : 52.68ha) ③2026 年度以降、森林管理面積を毎年度 800ha 以上とする。 (2023 年度 : 797.56ha、2024 年度 : 791.11ha、2025 年度 : 804.52ha)
関連する SDGs	13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう

4.2 社会面

インパクトエリア・トピック	NI : 健康および安全性
取組施策	安全管理の強化を通じた労働災害の防止
KPI	④2026 年度以降、休業 4 日以上の労働災害発生 0 件を維持する。 (2023 年度 : 0 件、2024 年度 : 0 件、2025 年度 : 0 件)
関連する SDGs	3 すべての人に健康と福祉を

インパクトエリア・トピック	NI : 賃金
取組施策	継続的な処遇改善を通じた賃金水準の向上
KPI	⑤ 2026 年度以降、賃上げ率 3.0%以上を維持する。 (2023 年度 : 1.5%、2024 年度 : 1.5%、2025 年度 : 1.5%)
関連する SDGs	8 働きがいも経済成長も

インパクトエリア・トピック	PI : 教育
取組施策	協力会社への教育機会提供を通じた技術力向上支援
KPI	⑥ 2026 年度以降、協力会社への技術指導講習会を半期ごとに 1 回以上実施する。
関連する SDGs	4 質の高い教育をみんなに

なお、以下のインパクトトピックについてはネガティブインパクトが抽出されたものの、適切に緩和・低減がなされていると評価されるため KPI を設定しない。

インパクト カテゴリ	インパクトエリア	インパクトトピック	KPIを設定しない理由
社会	人格と人の安全保障	自然災害	作業道の勾配管理や排水設備の設置等により、土砂流出や斜面崩壊リスクの低減が図られているため
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	河川周辺における緩衝帯の設定等により、水減涵養機能や水流への影響低減が図られているため
	平等と正義	社会的保護	法定の福利厚生、資格取得支援、育児・介護休業制度等の福利厚生制度が整備され、必要に応じて利用可能な環境が確保されているため
		ジェンダー平等	女性の雇用および職域拡大に継続的に取り組んでおり、ジェンダー格差の是正が適切に図られているため
		年齢差別	高齢者の継続雇用制度を整備し実際に運用しており、年齢による就労機会格差の是正が適切に図られているため
		その他の社会的弱者	法定の障がい者雇用を実施するなど、多様な人材の就業機会確保に取り組んでいるため
環境	生物多様性と生態系	大気	排出ガス規制に適合した高性能林業機械の活用やアイドリリングストップの徹底、効率的な作業計画による稼働時間の短縮、並びにバイオマスボイラーの活用を通じて、大気環境への負荷低減に適切に取り組んでいるため
	サーキュラリティ	資源強度	歩留まり向上や木材資源の有効活用を通じて資源利用の効率化が適切に図られているため
		廃棄物	端材や樹皮等の副産物を有効活用し、廃棄物発生抑制が図られているため

5. マネジメント体制

二和木材では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役の小笠原清貴氏が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーや SDGs との関連性、KPI の設定について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、代表取締役の小笠原清貴氏が最高責任者となり、KPI の達成に向けて一丸となって取り組んでいく。

最高責任者	代表取締役 小笠原 清貴
-------	--------------

6. モニタリング

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、北日本銀行と二和木材の担当者が定期的に面談し、共有する。また、二和木材は少なくとも年に 1 回書面において KPI の達成および進捗状況を報告する。

北日本銀行は、同社に対し適切な助言・サポートを提供し、KPI 達成を支援する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 北日本銀行は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、北日本銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点の計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト・金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（４）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈評価書作成者および本件問い合わせ先〉

株式会社北日本銀行

フィナンシャルイノベーション＆ソリューション部

調査役 佐々木 舜也

〒020-8666

岩手県盛岡市中央通り一丁目 6 番 7 号

TEL : 019-653-1111 FAX : 019-652-7717

第三者意見書

2026 年 7 月 31 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社二和木材に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北日本銀行

評価者：株式会社北日本銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北日本銀行（「北日本銀行」）が有限会社二和木材（「二和木材」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、北日本銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省のESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北日本銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北日本銀行にそれを提示している。なお、北日本銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北日本銀行は、本ファイナンスを通じ、二和木材の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、二和木材がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

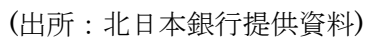
SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北日本銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北日本銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て北日本銀行が作成した評価書を通して北日本銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

本ファイナンスでは、北日本銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である二和木材から貸付人・評価者である北日本銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する見解を提示するものではありません。また、本第三者意見は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をすることもありません。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル